

令和5年



とまり

# 議会だより



令和5年 泊村二十歳のつどい (令和5年1月8日：泊村公民館)

No.187

令和5年2月 発行

発行／泊村議会 責任者／議長 宇留間文宣

〒045-0202  
北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7  
TEL 0135-75-3451

令和  
4年

# 第4回 定例会

会期 12月13日～15日



行政報告をする高橋村長

## 行政報告

高橋村長

令和3年度後志広域連合各会計及び一部事務組合に係る決算について  
(別記資料参照)

令和4年第4回泊村議会定例会は、去る12月13日に招集され、会期を15日までの3日間と定め、開会日の13日は、議長の諸般の報告と村長から第3回定例会以降の行政報告、教育長から教育行政報告が行われた後、人事案件1件の同意、専決処分1件の承認、議案1件を審議採決し、その他の議案20件について提案理由の説明を受けました。

15日は、一般質問が行われた後、議案20件の審議採決をし、全日程を終了し、閉会しました。

後志広域連合の一般会計につきましては、歳入総額の欄から歳出総額を差し引きまして、差引総額1,552,751円となり、翌年度へ繰越しとなります。

国民健康保険事業特別会計は、差引総額105,133,506円となり、翌年度へ繰越しとなります。

介護保険事業特別会計は、差引総額300,731,861円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについては、令和4年11月30日開催の第2回後志広域連合議会定例会で認定済みであります。

岩内・寿都地方消防組合の令和3年度会計決算につきましては、差引総額44,360,902円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについても、令和4年9月22日開催の第2回岩内・寿都地方消防組合議会定例会で認定済み

であります。

岩内地方衛生組合の令和3年度会計決算につきましては、差引総額53,568,985円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについても、令和4年9月22日開催の第2回岩内地方衛生組合議会定例会で認定済みであります。

○令和3年度後志広域連合一般会計及び特別会計決算

区分	歳入総額	歳出総額	差引総額	備考
一般会計	188,816,495	187,263,744	1,552,751	翌年度へ繰越
国民健康保険事業特別会計	7,022,297,330	6,917,163,824	105,133,506	翌年度へ繰越
介護保険事業特別会計	6,795,878,637	6,495,146,776	300,731,861	翌年度へ繰越

○令和3年度岩内・寿都地方消防組合会計歳入歳出決算

区分	歳入総額	歳出総額	差引総額	備考
岩内・寿都地方消防組合	1,158,818,461	1,114,457,559	44,360,902	翌年度へ繰越

○令和3年度岩内地方衛生組合一般会計歳入歳出決算

区分	歳入総額	歳出総額	差引総額	備考
岩内地方衛生組合一般会計	625,857,921	572,288,936	53,568,985	翌年度へ繰越

## とまり議会だより

### 令和4年度泊村原子力防災訓練の実施結果について

今年の原子力防災訓練の訓練内容につきましては、国・北海道・関係町村等をテレビ会議システムで繋ぎ、災害対策本部の運営を行う意思決定訓練を実施したところであり、また、広域避難訓練として、札幌市のガトーキングダム札幌へ一般住民をはじめ、小中学生の児童・生徒、教職員、役場職員を含め130名が広域避難をし、住民の方には、現地で原子力に関する防災学習会を併せて開催したところであります。

今回の訓練の検証を進め、道をはじめとする関係機関と次回の訓練に向けて改善点等を反映できるような意見交換や協議をし、より良い訓練になるよう努めてまいります。

また、今後におきましても訓練を重ね、防災意識の高揚と防災対策に関する理解促進に一層取り組んでまいります。

### 北海道日本ハムファイターズ応援大使イベントの実施について

11月25日に、泊村の応援大使であります、北海道日本ハムファイターズの宇佐美真吾選手が泊村を訪れ、各種イベントに参加していただきました。

この日、役場にお越しいただき、住民の方々との応援ツアーの様子やサーモンの稚魚の搬入などをスライドで紹介し、その後、小学校と中学校で児童・生徒と交流会を行い、宇佐美選手とキャッチボールや質問コーナーなど、児童・生徒にとっては良い思い出になったことと思います。

イベントの最後は、泊村公民館でのトークショーで、約120名の方が来場し、来場者からの質問にも丁寧な答えられ、最後には、宇佐美選手の直筆サインボールやユニフォームが当たる抽選会があり、大変な盛り上がりを見せました。

今回、このようなご縁をいただきました宇佐美選手を今後も村として応援や交流を続けてまいりますと思いますし、宇佐美選手からも、また泊村に来ますと云う力強い言葉もいただきましたので、来年度も継続して事業を実施してまいります。

### 新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種の実施について

村では、オミクロン株対応のワクチン接種を9月29日より開始しており、12月22日をもって終了となる予定であります。

今回のオミクロン株対応ワクチン

ン接種につきましては、2回以上ワクチン接種を終えている12歳以上の方で前回接種から3ヶ月以上間隔が空いている方が対象となっております。

接種につきましては、茅沼診療所で14日間接種日を設定しており、12月8日時点で、3回目接種は13名、4回目接種は329名、5回目は475名の計817名の方が受けられており、12歳以上の村民のうち、4回以上ワクチン接種を受けられている方は1,030名で72.9%となっております。

なお、むつみ荘では11月30日から接種を開始し、12月中に入所者、職員の接種を完了する予定となっております。

また、都合により診療所で接種を受けられなかった方は、1〜3回目の接種希望者を含め、岩内町の医療機関で接種を受けることができ、予約開始時期は未定ですが、岩内町コロナワクチンコールセンターで申し込みを受け付ける予定となっております。

また、現在、生後6ヶ月〜11歳までの接種についても岩内町に依頼し、個別で予約を受け付けており、今後も継続予定となっております。



議会の風景

# 教育行政報告

高山教育長



教育行政報告をする高山教育長

## 社会教育関係

10月29日から30日まで、泊村公民館で第36回泊村公民館まつりを実施いたしました。

小中学生及び一般の方の絵や書・菊花・短歌・手芸品など200点あまりが展示され、訪れた方々の目を楽しませていました。

また、ピアノとヴァイオリンのミニコンサート、ジャグリングとバルーンアートのショー、社会福祉協議会の展示、健康支援課による健康維持に関する展示や体験会も同時に開催されました。2日間の来館者は324名でありました。

村内の小学6年生と2年前にコロナウイルス感染拡大により実施取り止めとなった中学2年生を対象に、姉妹町村である愛媛県伊方町を訪問する「泊村子供親善大使派遣事業」を実施しました。

本来は、夏休み期間中に実施しておりますが、全国の感染者が減少するのを待って、11月17日から3泊4日で伊方町を訪問し、当町の6年生との交流やミカン畑でのミカン狩り体験や広島市の平和記念資料館などを見学し、元気づけたい務めを果たして帰ってきました。

来年3月には、伊方町の小学6

年生19名が本村を訪れる予定で、スケート体験などで交流を図ることとしています。

## 泊中学校3年生の進路希望状況

来春に泊中学校を卒業される3年生15名の12月7日時点の進路希望状況についてであります。公立高校では、小樽潮陵高校に4名、岩内高校に5名、真狩高校に1名、美唄聖華高校に1名、小樽水産高校に1名、小樽未来創造高校に2名、特別支援では、小樽高等支援1名となっております。

自分の進路をしっかりと見定め、希望通りの進学ができるようご祈念申し上げます。

## 社会教育施設の利用状況

(11月末現在)

【とまりアイスセンター】  
利用者数 14,026名  
前年度対比 6,161名増

【練御殿とまり】  
入館者数 2,028名  
前年度対比 920名増

【とまりカブトラインパーク】  
利用者数 1,723名  
前年度対比 487名減

※練御殿・とまりカブトラインパークは、11月13日で、今年度の営業終了。

# 審議した議案

人権擁護委員候補者の推薦について……………原案同意

人権擁護委員候補者として、増川佳子氏の推薦について、満場一致で同意されました。

# 報告

## 専決処分

専決処分の承認を求めることについて(令和4年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第5号))……………原案承認

歳入歳出それぞれ2,592千円を増額補正し、総額を4,945,682千円とするもので、物価高騰による家計の負担増を支援するため村独自の施策として、物価高騰緊急生活支援給付金として村民1人につき5万円を給付する事業及び北海道の補助事業による高齢者世帯等生活支援給付金事業等、特に緊急を要したため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、補正予算を専決処分したものです。

【歳入】

・市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金  
1, 620, 00円増

【歳出】

・物価高騰緊急生活支援給付金 75, 550, 00円増  
・高齢者世帯等生活支援給付金 3, 240, 00円増  
・財政調整基金積立金 77, 410, 00円減

指定管理の指定

泊村養護老人ホームむつみ荘及び泊村特別養護老人ホームむつみ荘の管理に関する業務については、社会福祉法人黒松内つくし園を指定管理者に指定し、平成30年4月1日から令和5年3月31日までを指定管理期間として運営がされてきていますが、令和5年3月31日をもって指定管理期間が満了することから、泊村公の施設に係る指定管理者選考委員会の答申を踏まえ、改めて、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を指定管理期間として、社会福祉法人黒松内つくし園を指定管理者に指定することに満場一致で可決されました。

1. 施設名  
泊村特別養護老人ホームむつみ荘及び泊村養護老人ホームむつみ荘
2. 指定管理者  
北海道寿都郡黒松内町字黒松内562番地1  
社会福祉法人  
黒松内つくし園  
理事長 大代 貴輝
3. 指定の期間  
令和5年4月1日から  
令和10年3月31日

条例の制定・改正・廃止

泊村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について：原案可決  
定年延長により職員の高齢化が進むことにより、高齢者部分休業制度を必要とする状況となる可能性も高まることから、地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に關し必要な事項を定めるための条例の制定です。

〔高齢者部分休業制度〕とは：

地方公務員法第26条の3第1項において、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請し、公務の運営に支障がないと認められるときは、条例で定めるところにより、定年退職日までの期間に

ついて、当該職員が1週間の勤務時間の一部につき勤務しないことを承認することが出来る旨定められています。

泊村職員の高齢者に関する条例の制定について：原案可決

地方公務員法の定年延長（定年引上げ）に伴い、管理監督職務上限年齢制や60歳達した職員の給料7割措置の開始により、本人の意に反する降給が発生することになることから、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の高齢者に関する事項を定めるための条例の制定です。

\*地方公務員法第27条（分限及び懲戒の基準）

第2項 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反し降給されることがない。

\*地方公務員法第28条（降任、免職、休職等）

第3項 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならぬ。

ればならない。

職員の高齢者に関する条例の一部改正について：原案可決

地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の高齢者を引き上げるとともに管理監督職務上限年齢制及び定年再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正や規定の整備を行う条例の改正です。

泊村職員の高齢者に関する条例の一部改正について：原案可決

泊村職員の高齢者に関する条例の一部改正について：原案可決

泊村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について：原案可決

泊村職員の高齢者に関する条例の一部改正について：原案可決

以上6件は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の高齢者に関する関係条例の整備その他所要の改正を行う条例の改正及び廃止です。

泊村職員の給与に関する条例の一部改正について……………原案可決  
 泊村特別職員の給与に関する条例の一部改正について……………原案可決  
 泊村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について……………原案可決

以上3件は、令和4年8月8日の国家公務員に対する給与に關しての人事院からの勧告内容を準拠し、一般職については、初任給及び若年層の月例給の平均0.3%の引き上げと勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、年間ボーナス4.30月分から4.40月分とする所要の改正、又、特別職及び議会議員についても、職員同様に、期末手当の支給月数を0.1月分引き上げる所要の改正を行う条例の改正です。

泊村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について……………原案可決  
 泊村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………原案可決

以上2件は、令和4年10月の最低賃金法に定める北海道の地域別最低賃金の改正（時給920円）がされたことに伴い、観光トイレ等の清掃を行うパートタイム会計年度任用職員の10月分以降の時間

給単価が最低賃金を下回る状況になったことから、その対応と今後の最低賃金の改正時に速やかに対応できるよう、所要の改正を行う条例の改正です。

泊村公職者に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関する条例の一部改正について……………原案可決

公職者として「泊村国民健康保険税審議会委員」を追加する改正を行う条例の改正です。

**補正予算**

令和4年度古宇郡泊村一般会計補正予算（第6号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ13,461千円を増額補正し、総額を4,959,143千円としました。

**【歳入の主なもの】**

- ・国庫支出金
- ・デジタル基盤改革支援補助金（自治体オンライン手続き推進事業） 2,114,000円増
- ・子育て世帯等臨時特別支援事業補助金（電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金） 14,500,000円増

**【歳出の主なもの】**

- ・ふるさと納税返礼品（いくら醬

- 油漬け）関連経費 4,388,000円増
- ・北海道自治体情報システム協議会負担金 6,385,000円増
- ・電気・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金 14,500,000円増
- 民生費 14,500,000円増
- ・生活管理指導短期宿泊事業委託料 6,947,000円増
- 農林水産業費
- ・漁船漁業用作業保管施設補修事業補助金 3,520,000円増

- 令和4年度古宇郡泊村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………原案可決
- 歳入歳出それぞれ75千円を増額補正し、総額を37,975千円としました。

**【歳入】**

- ・未就学児均等割保険料繰入金分 9,000円増
- ・国民健康保険基金繰入金 66,000円増

**【歳出】**

- ・国民健康保険税審議会開催に伴う会長及び委員報酬等 75,000円増
- 令和4年度古宇郡泊村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）……………原案可決

- 歳入歳出それぞれ1,049千円を増額補正し、総額383,925千円としました。

**【歳入】**

- ・一般会計繰入金 1,049,000円増
- 【歳出の主なもの】
- ・人事院勧告による人件費 480,000円増
- ・水質検査委託料 521,000円増

- 令和4年度古宇郡泊村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………原案可決
- 歳入歳出それぞれ95千円を増額補正し、総額345,843千円としました。

**【歳入】**

- ・社会資本整備総合交付金（下水道事業） 198,000円減
- ・一般会計繰入金 293,000円増

**【歳出の主なもの】**

- ・人事院勧告による人件費の増額及び事業確定による委託料の減額
- 令和4年度古宇郡泊村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………原案可決
- 歳入歳出それぞれ6,697千円を増額補正し、総額を40,068千円としました。

【歳入の主なもの】

- ・現年度分特別徴収保険料 1, 119, 000円減
- ・現年度分普通徴収保険料 9, 998, 000円増
- ・保健基盤安定繰入金 2, 184, 000円減

【歳出】

- ・後期高齢者医療広域連合納付金 増額見込みに伴う保険料等負担金の増額 6, 697, 000円増

寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されており、有権者が求めてもいけません。  
ご理解をお願いします。



一般質問

滝本 一訓 議員

□ 盃のお寺と住宅の火災について

滝本 一訓 議員

盃のお寺と住宅の

火災について



皆さん、おはようございます。

盃のお寺と住宅の火災について一般質問しますので、宜しくお願いを申し上げます。

令和3年12月23日14時16分火災が発生し、寺と住宅が全焼しました。

お寺と自宅の火災から、もう1年になりました。

お寺も住宅もなかなか建たないのでどうなっているのか。

村の仕事で、火事が発生したとの話があります。

又、泊消防の消火の仕方が、あまりにもお粗末だったという話もあります。

令和4年6月14日、私は公文書開示請求により、岩内・寿都地方消防組合消防長に令和3年12月23日盃火災の報告書をお願いしました。

村長、村の仕事で火事が発生したとの話だが、村長はどう受けていますか。

高橋 村長

おはようございます。

それでは、滝本議員のご質問にお答え致します。

まず初めに、昨年12月23日に発

生致しました火災につきまして、被害に遭われた方に対しまして、心からお見舞いを申し上げます次第であります。

ご質問の村の仕事で火事が発生しましたが、どう受けとめているかということでありますが、個人の住宅、そして、先祖代々の檀家さんの財産を焼失したということは大変重たい事実であり、村としても対応等、弁護士に相談をした結果、火災については業者の請負過失であって、発注者の責任はないとのことでありましたが、村としては、火災に遭われた方の立場に立って最大限寄り添い、様々な対応をしたところであります。

併せて、今後このようなことが再発しないよう、発注者として、全請負業者に対して安全管理等を周知徹底をしたところであります。

又、お寺と住宅が建たないがどうなっているのかということではありますが、こちらについては当事者間でお話をしていくことでありますので、村は関与しておりません。

なお、消防の消火の仕方についても、3月14日の全員協議会で消防支署より説明させていただき、各議員より質疑を受け、皆さんご理解をいただいたものと認識しております。

以上です。

滝本一訓議員(再質問)

火災の原因は、村の仕事の水道メーターの取替工事のアスファルトの補修でガスバーナーを使い、壁の中に火が入り火災が発生したとのこと。

火災原因の判定書、その他5点の報告書を岩内・寿都消防組合より受け取りました。文章は、ほぼ黒塗りです。(報告書、提示)

私は、あまりにも報告書が黒塗りなので、消防組合に抗議をしました。

岩内・寿都消防局では、精一杯の開示だとのこと。

個人情報なので、お寺の同意書があれば出せますとのこと。

村長、この火災については、役場の仕事の原因の火災であり、元請会社の責任もあるが、役場の監督責任があるので、お寺・住宅についても建てるのに村も責任があると思うのですが、又、寺を建てるのに小さなお堂を建て、2〜3人入る寺を建てる話を耳にしたと。

これでは、業者が責任をとったことにはならないと私は思いますが、村長いかがですか。

高橋村長

村の責任については、先程1回目でご回答したとおり、弁護士に相談した結果ですね、発注者側の責任はないと。

そして、民法上においてもですね、民法の716条に注文者の責任、要は発注者の責任、「注文者は請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償すべき責任を負わない。」こういうふうに明記されております。

従って、村の責任はないんだろうというふうに考えております。ただ、村としては、火災に遭った方に最大限寄り添うべく対応をしたと1回目ご回答したとおりであります。

従ってですね、そのお寺を建てる、住宅を建てるっていうのは、やはり、業者と檀家さん、当事者の方々でお話し合いをされているんだらうということ、直接的に村が関与することはありません。以上です。

滝本一訓議員(再々質問)

今、村長さんの答弁を聞いて、私は、やっぱり村も責任が私にあると思うのです。

それです、火災の発生の時、消火栓の圧が無く、泊以外の消防の人の指示でバルブを開けたことによって、消火栓の圧が無くなり、水の勢いが無くなった。この状態で、盃の川から水で消火したとの話があります。

どこまでどうかという話はわからないが、岩内・寿都消防組合の火災報告書が今見せたところ、ほとんど黒塗りなのでわかりませんが、報告書は、火災の原因は、消火の仕方は、私は個人情報でないで、黒塗りではなく、当たり前の報告書出すべきだと思います。

村長に伺いますが、盃寺町通りの住民の命と財産は、このような消火体制で守れるのかと。消火栓の数、位置、寺町通りに住む住民の安全を守るのに、今の消火体制で守ることができると、村長に伺います。

高橋村長

今るるご質問ありましたが、その件について3月14日のね、全員協議会の中で、消防支署が説明に来てですね、ボードも使いながら、図面も出しながら説明したと思います。

消火栓の圧についても、そこあたり辺も説明して、滝本議員からも質問され、質疑を受けてですね、消防の方で答えて、そして各議員からも色々話が出て、議論が尽くされて協議会終了したと思っておりますので、消火栓については、消防法上規定を満たしているということでありまして、火災の時は、圧を上げて過ぎて水道管が破裂したことによってですね、水が一時的に弱くなったという事象が起きて、

ただ、圧を上げなければ消火には十分必要な水力は保たれてたんだらうとこのように考えておりますし、今回大きな代償を払いましたが、消防の方ですね、消火体制、対応策、それを色々まとめあげて、今後このようなことが無いようにですね、やっていくんだらうとこのように思っております。

以上です。

## とまり 議会 だより

滝本一訓議員

これで3回目であれなんだけ  
ど一言だけ喋ってもいいですか。

宇留間議長

はい。

滝本一訓議員

今、村長さん議員の中で説明  
されて、私は納得したわけでは  
ないのでね、その納得しないか  
ら、

「納得してないなら質問すれば  
いいつしよ。」発言する者あり

いやいやいや、私が今言っ  
るのだけ、納得したわけでない  
ので、この公文書開示請求して  
出したんだからさ。

したからやっぱり、私はやっ  
ぱり、納得したって村長の言う  
答弁には、私は、はい、そうで  
すかっていうわけにはいきませ  
んの。

したら、これで終わります。  
た。 どうもありがとうございます。

議会だよりは、村ホームページにおいて随時  
更新しております。



<http://www.vill.tomari.hokkaido.jp>

泊村 検索

## お 願 い

行事案内など、議長宛の文書は  
議会事務局へお届け願います。

## 議会を傍聴してみませんか

### 手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付票に記入するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回です。臨時会は、必要に応じて随時開きます。

◎ 新型コロナウイルス感染防止のため傍聴される場合は、次のことにご協力をお願いします。

- 議場への入場時に出入り口に設置しております消毒液を活用し、手指の消毒をお願いします。
- 議場では、マスクの着用をお願いします。



～議会活動～

『第13回  
全国原子力発電所立地議会サミット』

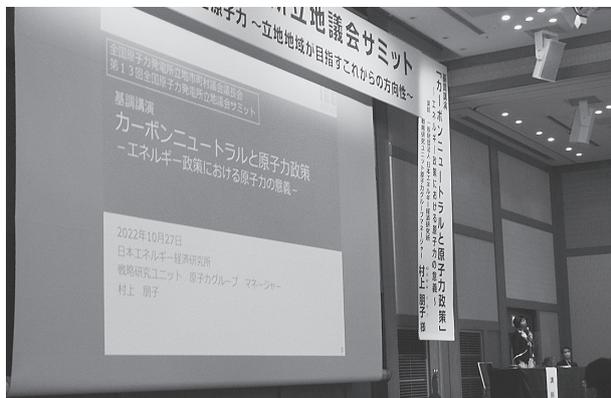
令和4年10月27日・28日の2日間にわたり、東京都において「第13回全国原子力発電所立地議会サミット」が開催され、原子力発電所立地市町村議会関係者など約400名が参加し、本村議会から5名の議員が参加しました。



この議会サミットは、原子力発電所や関連施設が立地している市町村の議員同士が、原子力発電の課題について議論し、また、それぞれの立地地域における固有の問題について情報交換を行うことにより、住民の安全の確保と地域振興を図ることを目的に隔年で開催されています。

今回は、『2050年カーボンニュートラルと原子力～立地地域が目指すこれからの方向性～』をテーマに、1日目は、基調講演行い、「カーボンニュートラルと原子力発電」と題し、一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 戦略研究ユニット 原子力チーフマネージャー 村上朋子氏を講師に迎え、エネルギー政策における原子力の意義について話されました。

その後、5つの分科会に分かれ、第1分科会「脱炭素社会における立地地域の在り方」①立地地域における現状と課題 ②これからの地域振興策と財源 ③脱炭素社会実現に向けた立地地域の役割、第2分科会「脱炭素社会における原子力の在り方」①エネルギー基本計画と原子力発電の位置付け ②原子力政策の現状と課題 ③脱炭素社会実現に向けた原子力の役割、第3分科会「原子力防災体制と避難計画」①原子力防災体制の現状と課題 ②避難計画の現状と課題 ③避難計画の実効性と国の役割、第4分科会「核燃料サイクルと使用済燃料の中間貯蔵・最終処分」①核燃料サイクルの現状と課題 ②使用済核燃料の安全管理と中間貯蔵 ③放射性廃棄物の処理・処分、第5分科会「原子力安全対策と原子力規制」①原子炉の高経年化と安全性の評価 ②規制行政とバックフィットの在り方 ③安全性の追求と今後の課題をテーマ（大項目・①～③小項目）に、さまざまな意見が出されました。本村議員は、各分科会に1名ずつ参加しました。



2日目は、全体会を行い、福島県内の双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町の4町による「福島現況報告」の後、各分科会の報告、閉会式では、サミット宣言案が提出され、満場一致で採択されました。次期開催地代表挨拶の後、閉会しました。

## ～委員会活動～

### 総務経済常任委員会〔現場視察〕

令和4年12月9日に、次の事項について担当課より説明を受け、現場視察を行いました。

#### ①泊村総合福祉センター改修工事

今年度、デイサービスセンター等利用される方々に快適に過ごしていただけるよう、老朽化した泊村総合福祉センターの改修工事を実施しており、主な工事概要は、外壁と塗装塗替、1階部分については、介護者教育室・作業及日常動作訓練室・事務室・相談室の内部改修、浴槽・給湯設備及び大椎所の改修、2階部分は、栄養指導室・トイレ以外の内部改修全て、その他、空調設備の新設・温水器の更新・照明器具の更新・電気配線等行っており、工事の出来高は11月末現在73%です。

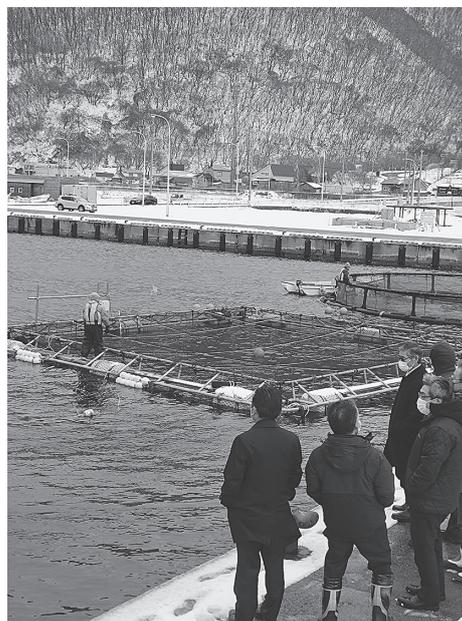
※工期 令和3年5月9日～令和5年3月17日



(2階部分)

#### ②トラウトサーモン・サクラマス養殖事業

令和3年度より2ヶ年の試験事業として盃漁港カブト分区において実施しており、2年目の本年度は、新たに直径20メートルの円形イケスを設置し、イケス3基に11月17日にトラウトサーモン4,600尾、11月28日にサクラマス1,200尾を搬入し、来年5月末の出荷に向け古宇郡漁業協同組合魚類養殖部会を中心に給餌等飼育管理されます。



(給餌の様子)

# 議会 会 日 誌

令和4年11月1日～  
令和5年1月31日

11月

## とまり 議 会 だ よ り

3日	第57回泊村功労者表彰式 (宇留間議長他各議員出席)
9日	例月出納検査 (沼畑・鎌田監査委員)
9日	第66回町村議会議長全国大会・後志議長会議 (東京都 宇留間議長出席)
10日	後志町村議会議長会「北海道横断自動車道に係る中央要望」 (東京都 宇留間議長出席)
15日	監査ゼミナール研修会 (東京都 宇留間議長出席)
16日	監査委員研修会 (札幌市 鎌田監査委員出席)
30日	後志広域連合議会運営委員会 (令和4年第2回後志広域連合議会定例会 会 (俱知安町 宇留間議長出席)
7日	例月出納検査 (沼畑・鎌田監査委員)
9日	議会全員協議会 総務経済常任委員会 議会運営委員会 (吉田副議長欠席)
11日	令和4年度村政懇談会 (宇留間議長)
13日	第4回泊村議会定例会 外各議員出席
13日	第4回泊村議会定例会 (開会) (全議員出席)
15日	第4回泊村議会定例会(再開・閉会) (全議員出席)
23日	北海道電力株真弓会長・藤井社長外来庁 (宇留間議長出席)
27日	令和4年第1回岩内地方衛生組合議会臨時会 (岩内町 飯田・滝本議員出席)
7日	令和5年泊消防団出初式 (宇留間議長他各議員出席)
8日	令和5年泊村20歳のつどい (宇留間議長他各議員出席)
13日	例月出納検査 (沼畑・鎌田監査委員)

12月

23日	全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会及び全国原子力立地議会サミット 実行委員会合同会議 (東京都 議長出席)
26日	議会だより編集委員会



令和5年泊消防団出初式で祝辞を述べる宇留間議長

## 編集 後 記

「議会だより」第187号をお届けいたします。

今回は、令和4年第4回定例会について編集いたしました。

ぜひご覧になって、村の方針や議会活動もご理解を深めていただきたいと思います。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等ございましたら、遠慮なく議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

宇留間 文 宣  
吉 田 茂 樹  
三 浦 弘 文  
長 尾 透